

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成31年3月4日（月）午前9時30分～午前10時35分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 16名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	出	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第53号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第54号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第55号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第56号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (6) 議案第57号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について  
（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (7) 議案第58号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (8) 議案第59号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

## 5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成30年度第12回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 平井康夫委員と、8番 平井忠行委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第52号から議案第59号の8議案です。</p>
議 長	<p>議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上2件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	<p>事案番号48番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲渡人から譲受人へ贈与されます。土地は山裾にあります。果樹が植えてありました。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号48番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号48番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号49番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>昔から、譲受人が果樹を植えて耕作をされていた土地です。小作権を解約し、この度、所有権を移転されます。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号49番につきまして、</p>

	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>49</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>53</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号9番は、第1種農地ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当するため、許可意見としております。</p> <p>事案番号10番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 1 番委員	<p>事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>申請地の隣まではほ場整備されていますが、申請地はほ場整備区域外で、水路等も古いままです。申請地の隣の会社の駐車場として、貸露天駐車場に転用します。雨水排水は既設水路があるため、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長 2 番委員	<p>事案番号 <u>10</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>以前、露天駐車場に転用した土地の残りの土地を露天駐車場にします。問題はありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>10</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>10</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>54</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号37番は、第1種農地ですが、例外許可規定「集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可意見としております。</p> <p>事案番号36番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>5 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>この土地は既に露天駐車場として使用されていますので、始末書を提出されています。今年の災害時に隣の畑が土砂崩れしたときに、地域の方の駐車場や作業所、休憩所として利用されていました。転用しても特に問題ありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>

<p>1 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>この土地は以前から耕作はされておらず、保全管理の状態でした。譲渡人は町外にお住まいです。譲受人がこの土地を購入され、一般住宅を建てられます。ほ場整備はされていない土地です。日当たりや排水等に問題はありません。周囲の土地に影響はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 <u>2</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 <u>55</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p>	<p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>申請者の店舗兼工場が近くにあり、工場の事業増により従業員が増えるため、従業員駐車場を店舗から少し離れたこの土地につくります。</p> <p>この土地の南側にある民家との間には水路がありますので、排水に問題はありません。</p> <p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>56</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>農地区分は、農振農用地ですが、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当するため、許可意見としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>この土地は農振農用地です。現況は、耕作放棄地で一部果樹が植えてあります。7月豪雨によるこの地域の災害復旧工事の資材置場として利用されます。一時転用での申請です。周囲の土地に影響はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>57</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 134) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>議案第57号は、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>農用地利用集積計画（N o. 1 3 4）（案）につきまして、ご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、議案第 5 7 号について、計画書どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>5 8</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 」の決定について</b></p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本件は、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成した農業委員会の 1 年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果を H P に公表し地域の農業者等の意見を求めるための（案）を審議するものです。</p> <p>今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに 3 0 日間公表し、地域の農業者等の意見を踏まえて修正した後、再度審議していただく予定です。</p> <p>では、内容について説明させていただきます。</p> <p>（議案朗読説明）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。「平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>意義がございませんので、点検・評価（案）のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価（案）を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を 3 0 日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、点検・評価を決定し、ホームページ等で公表することとします。</p>
議 長	<p><b>議案第 <u>5 9</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成 3 1 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) 」の決定について</b></p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>本件は、議案第58号と同様に農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成する来年度の計画です。</p> <p>それでは、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>新規参入の計画がありますが、矢掛町から新規就農者の方達へ、どのような働きかけをしていますか。</p>
事務局	<p>情報を町のHPに掲載します。</p> <p>また、全国各地で開催される新規就農者への相談会に町職員が参加しています。</p> <p>この様な働きかけをし、新規就農者への確保に努めています。</p> <p>はい、わかりました。</p>
美川地区 推進委員	<p>矢掛町独自の農業施策はありますか。</p>
事務局	<p>町単独の事業はありません。国庫補助や県補助に絡めた事業を実施しています。</p>
美川地区 推進委員	<p>耕作放棄地を解消する施策を進める為には、町独自のものが必要なのではないでしょうか。</p> <p>国や県の大きな面積の農地に対する制度はありますが、それに該当しない面積が小さい農地に対する町独自の施策が何か出来たらよいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>意義がございませんので、活動計画(案)のとおり、作成することを議決します。</p> <p>今後、ホームページ等を活用し活動計画(案)を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、活動計画を決定し、ホームページ等で公表することとします。農業委員会は、決</p>

	定した活動計画に基づいて活動を行うこととします。
議 長	次に、報告事項について確認します。
議 長	<b>農地改良届について</b> 地元委員の確認報告をお願いします。
8 番委員	申請者は有機農業をされており、この土地で軟弱野菜を植えられています。排水が悪いので、全体的にまさ土を5センチ程入れて排水対策するものです。
議 長	<b>農地法第18条の規定による合意解約通知について</b> 地元委員の確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	1番は、所有権を移転する為、解約をします。
美川地区 推進委員	2番は、借受人が耕作を辞める為、解約します。
中川地区 推進委員	3番は、所有者も若く耕作ができるため、解約します。 借受人は別の土地を借りる予定です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。